

完全  
予約制

# 税務課窓口での市・県民税申告 予約受付のご案内

窓口の混雑緩和と待ち時間短縮のため、本庁舎1階の税務課6番窓口での市・県民税申告について、専用の予約フォームでご予約された方のみ受付を行います。ご予約のうえ、必要書類をお持ちになってご来庁ください。

## 申告受付期間

令和8年2月5日(木)から令和8年3月11日(水)まで

※予約受付期間：令和8年1月19日(月)8時30分から令和8年3月10日(火)23時59分まで

## ご予約方法

予約フォームの二次元コードを読み取り、必要事項を入力して空いている予約枠について予約行ってください。それぞれ前日の23時59分に予約を締め切ります。

予約枠 ※1枠につき1人分の申告が可能です。

①	09:00～09:30	⑤	13:15～13:45
②	09:45～10:15	⑥	14:00～14:30
③	10:30～11:00	⑦	14:45～15:15
④	11:15～11:45	⑧	15:30～16:00
		⑨	16:15～16:45

ご予約はこちら▼



- 電話による予約は受け付けておりません。
- 市内各地区で予約不要の申告会場を設けておりますので、予約枠に空きがない場合や予約フォームからの予約が難しい場合は、申告会場へお越しください。各申告会場の開設日程は広報なかつがわ2月号をご確認ください。
- 2人以上の申告を行いたい場合は人数に応じた予約枠をご予約ください。
- キャンセルや予約変更もインターネットから行っていただきますようお願いいたします。
- 令和8年1月2日以降に中津川市に転入された方は、中津川市では申告を受け付けることができません。

申告に必要な書類やその他注意点について、必ず裏面をご確認ください。

## 申告に必要なもの

ご準備がないと受付できません。再予約が必要になりますので、お忘れのないようお願ひいたします。

- 市・県民税申告書(市役所から郵送された方のみ)
- マイナンバーカードもしくは個人番号通知カードと免許証等の身分証明書
- 給与、公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書
- 社会保険料控除証明書
- 生命保険料・地震保険料等の申告用払込証明書
- 障害者控除を受けられる方:障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書
- 医療費控除を受けられる方:医療費の明細書
- 営業・農業・不動産所得がある方:収支内訳書 など

## 受付できない確定申告があります

下の内容に該当する場合は、中津川税務署へご相談・申告ください。申告・相談方法については、下の「◆所得税の確定申告をされる方◆」をご覧ください。

- 青色申告
- 分離課税の申告(配当・先物取引・山林所得)
- 譲渡所得の申告(株や土地の売買)
- 利子所得、暗号資産の収入がある申告
- 消費税、贈与税、相続税の申告
- 収支内訳書未作成の申告
- 損失・繰越損失・雑損控除の申告
- 国外に居住する親族を扶養する申告
- 過年度(令和6年度以前)の申告
- 準確定申告(亡くなった方の申告)
- 更正の請求・修正申告
- 住宅ローン控除の初回申告

持ち物等の詳細について  
ホームページでもご確認ください▼



～お問い合わせ先～

中津川市役所税務課市民税係 0573-66-1111(内線141、142、143)

## ◆ 所得税の確定申告をされる方 ◆

所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告をする必要はありません。

## 確定申告は自宅からスマホで！

国税庁LINE公式アカウントから、さまざまなお手続きをご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページなどの各種画面に遷移し、スムーズに手続きができます。

確定申告会場など



国税庁  
LINE公式アカウント



とき 2月16日(月)～3月16日(月)の平日

※上記期間以外の申告相談日は中津川税務署にお問い合わせください。

ところ 中津川税務署 1階会議室(中津川合同庁舎)

お問合せ…中津川税務署 個人課税第一部門 TEL 0573-66-1202(代)